

# 日本政策金融公庫等による資金繰り支援 (実質無利子・無担保・既往債務借換)

## 令和2年度補正予算額案 1兆442.0億円 <うち財務省計上5,421.0億円>

### 事業の内容

#### 事業目的・概要

- 令和元年度予備費により措置した、新型コロナウイルス感染症の影響により、業況悪化を来している中小企業・小規模事業者・個人事業主（事業性のあるフリーランスを含む）等の資金繰り支援を継続実施するため、出資金により日本政策金融公庫の財務基盤を強化します。

#### ①日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫等による特別貸付

- 日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫（危機対応融資）等が「新型コロナウイルス感染症特別貸付」を実施します。
- また、新規融資とあわせて既往債務の借換を可能とし、借換部分についても当初3年間0.9%の金利引下げを行うことで、月々の利息負担及び返済負担軽減を図ります。

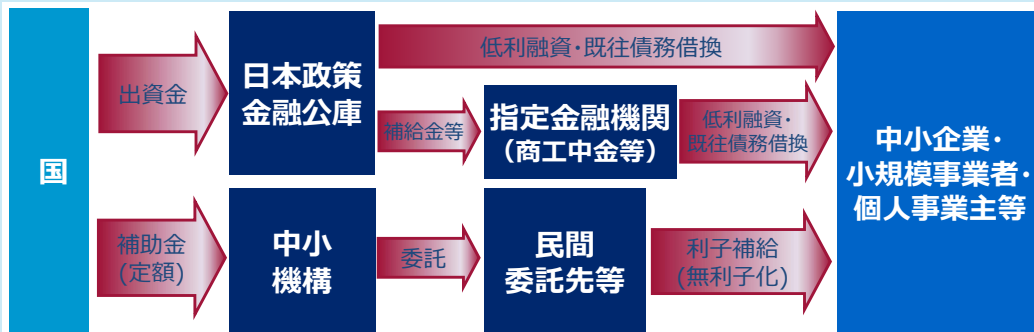
#### ②利子補給による実質無利子化

- 一定の要件を満たした事業者に対して、既往債務の借換部分を含め、借入後3年間の利子補給を実施することで、実質無利子化します。

#### 成果目標

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者・個人事業主（事業性のあるフリーランスを含む）等の資金繰り円滑化。

#### 条件（対象者、対象行為、補助率等）



### 事業イメージ

#### ①日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫等による特別貸付

融資対象：新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1か月の売上高が前年又は前々年比5%以上減少した方

※業歴3か月以上1年1ヶ月未満の場合等は、最近1か月の売上高が過去3か月（最近1か月を含む。）の売上高の平均額に比し5%以上減少していること等。

（※）個人事業主（事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る）は、影響に関する定性的な説明でも可とするよう柔軟に運用

※商工組合中央金庫は別途、危機対応業務として中堅向け貸付等も実施

貸付限度：中小事業3億円（別枠）、国民事業6千万円（別枠）  
商工中金等（以下、危機対応）3億円

貸付利率：当初3年間 基準利率▲0.9%、4年目以降基準利率

中小事業・危機対応1.11%→0.21%、国民事業：1.36%→0.46%

利下げ限度額：中小事業・危機対応1億円、国民事業3千万円

※貸付限度額・利下げ限度額は新規融資と既往債務借換の合計

貸付期間：設備資金20年以内、運転資金15年以内

据置期間：5年以内 担保：無担保

基準利率：中小事業・危機対応1.11%、国民事業1.36%

※令和2年4月1日時点、貸付期間5年、信用力や担保の有無に関わらず一律

#### ②利子補給による実質無利子化

適用対象：日本政策金融公庫等の新型コロナウイルス感染症特別貸付等により借入を行った事業者のうち、以下の要件を満たす方

- ①個人事業主（事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る）・・・要件無し
- ②小規模事業者（法人に限る）……………売上高▲15%
- ③中小企業者（上記①②を除く）……………売上高▲20%

補給上限：中小事業・危機対応1億円、国民事業3千万円、当初3年間

※利子補給上限は、新規融資と既往債務借換との合計金額

小規模要件：製造業、建設業、運輸業、その他業種は従業員20名以下

卸売業、小売業、サービス業は従業員5名以下